

県南広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年3月1日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 衣川水沢線
- 2 供用開始の区間 奥州市胆沢小山字森小255番1地先から字萩屋敷380番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和4年3月1日から同年4月1日まで